

社に折衝すべく之に全權を一任した。交渉の結果、工場長は「解雇手當額は本社の命令なれば、如何ともなし難し、然れ共今回の解雇者に限り、當工場にして特に増額の方法を構すべきに付正午迄回答を延期されたし」

と表明したる事を報告した、茲に於て職工は改めて直に元老院的運動に移つた。斯くて再び交渉委員は工場長と交渉を開始した。交渉の結果は委員によつて報告された。

一年未滿者 四十日分

一ヶ年未滿者 五十七日

二ヶ年勤続者 六十五日

一ヶ年勤続者 五十日分

一年半以上 五十七日

二ヶ年勤続者 五十九日

一ヶ年勤続者 五十九日

別に共済會支出として
一ヶ年未滿者 二十日分
一ヶ年半以上は五ヶ年迄は一ヶ年毎に廿六日五ヶ年以上は一ヶ年毎に廿日分死を支給する事又自今

病氣又は老衰して勞務に堪えず退職する場合は解雇手當額の半額を支給する事、旅費として
神戸以東 金券拾圓
神戸附近 金廿五圓
廣島及附近島嶼 金六圓
門司以西 金券拾圓

中國送金貯拾圓
右の通り支給する事
右の回答に接して二百数十名の解雇申込者あり無事解決した。

東神護謨爭議

神戸市費合の東神護謨會社は突然債銀一割減、皆勤賞廢止、月二回給料支拂を月に一回とする

交渉は三時間に涉つた頃遅なる小林工務部長も兄姉の熱情に動かされついに要求書を受け入れ

成る所く要求に添ふ如く「この約束の上二十九日午後一時回答の事となつた。會社は二十八日に至

り左の様な回答をした。
一、給料は月二回に支拂ふこと
二、皆勤賞は從前通り支給する事

四、六ヶ月以下勤いた職工の解雇に對しては日給三十日を給し以上一ヶ月を増す毎に三日分を増す事

交渉は三時間に涉つた頃遅なる小林工務部長も兄姉の熱情に動かされついに要求書を受け入れ

成る所く要求に添ふ如く「この約束の上二十九日午後一時回答の事となつた。會社は二十八日に至

り左の様な回答をした。
一、皆勤賞は從前通り支給する事
二、皆勤賞は從前通り支給する事

斯くて二十九日聯合會今吉一雄氏覺醒婦人會小見山富枝氏及男女工代表者二名は再び小林工務部